県民の皆さまへのメッセージ

- 県内の感染状況は、先月の27日に1週間の新規感染者数が608人というピークを迎え、1日に100人を超える感染者を確認した日もありました。最近1週間では、感染者数が317人となり、この約2週間で概ね半分に減少しています。
- また、国が重視をしている医療提供体制についても、先月下旬は病床 の占有率が50%近くまで上がっていましたが、現在では37%程度まで 下がっています。これは他県と比べても低い状況です。

こうしたこともあり、本県に適用されていた「まん延防止等重点措置」 については、12日(日)の期限をもって解除される見込みとなりました。

- これは、県民の皆さま、事業者の皆さま、そして医療関係者の皆さま に大変なご尽力やご協力をいただいたおかげだと考えています。あらた めて御礼を申し上げます。
- しかしながら、県のステージ判断については、1日当たりの新規感染者数が46人というペースで、今回「まん延防止等重点措置」が継続されることとなった他県と比べても、かなり高い水準にありますので、今後の重症者数などを減らしていくという観点からも、新規感染者数を減らす努力をしていかなければならない状況です。
- また、国の分科会が示した「緊急事態宣言」の解除にあたっての新たな指標として重視をされている「重症者数」や「中等症の患者数」のデータを見ると、本県の場合は、継続して減少傾向にあるとは言えず、重症者数は、むしろ増加傾向にあります。こうしたことを考えると、県のステージの判断を引き下げる状況ではありません。
- そのため、県の対応ステージは「非常事態(紫)」を据え置き、新規 感染者数や重症者数のさらなる減少を目指して、この2週間は集中的に 取り組みたいと考えています。
- 飲食店の皆さまへの営業時間短縮の要請については、県内の感染状況見ると、感染者数の約8割は高知市が占めており、10万人当たりの新規の感染者数も県内で最も高い状況です。引き続き、高知市については、

集中的な対策を講じていく必要があるため、大変心苦しいお願いになりますが、高知市内の飲食店などへの営業時間短縮の要請は、今月の26日(日)まで期間を延長させていただきたいと考えています。

- ただし、その中身としては、酒類の提供について、今月 12 日(日)までは「まん延防止等重点措置」が適用となりますので、酒類の提供を行わないようお願いをしていますが、13 日(月)以降については、19時までは、酒類の提供も可能という扱いとさせていただきますので、ご協力をお願いします。
- また、これまで感染者が多く確認されていた南国市については、最近 1週間の新規感染者数が大きく減少しています。このため、南国市の飲 食店の皆さまへの協力要請については、予定どおり12日(日)で終了 させていただきます。飲食店の皆さま、関係者の皆さまのご協力につい て、あらためて御礼申し上げます。
- そして、これからの2週間について、県民の皆さまにあらためてお願いします。「まん延防止等重点措置」は、12日(日)をもって解除となりますが、全国的では19都道府県で引き続き「緊急事態宣言」が出されている状況を考慮すると、ここで一気に対策を緩めると、感染のリバウンドが起きかねない状況です。
- 県民の皆さまに、ぜひ思い出していただきたいのは、8月後半に本県で1日100人を超える感染拡大が発生しましたが、この原因は8月半ばのお盆の時期や3連休の時期に、他県との往来が非常に多くなり、この過程で、県外の方々との接触によって、ウイルスが県内に持ち込まれたという事実です。
- 9月後半の2週間を考えると、秋の行楽シーズンでもあり、3連休や「秋分の日」の飛び石連休もありますので、他県との往来が多くなることが想定されますが、県のステージとしては「非常事態(紫)」を維持して、集中的な取り組みをしていく時期になりますので、県民の皆さまには、感染が拡大している地域との往来については、極力控えていただくようお願いします。
- また、特に、2回のワクチン接種を終えられていない方々については、 ご自身が感染されるリスクや他人に感染させるリスクがはるかに高い

と言われています。従って、ワクチン接種を終えられていない方々は、 感染拡大地域との往来は、是非とも自粛をしていただくよう、あらため てお願いいたします。

- 私としては、県民の皆さまに何とかご協力いただき、この2週間で「非常事態(紫)」のステージを切り抜けたいと強く考えています。そのために医療提供体制の整備などの様々な対策について、県も精一杯全力を尽くしてまいります。
- 県民の皆さまには、ワクチンの接種や基本的な感染防止対策など、 様々な対策を徹底していただき、感染収束へ向けての道を県と一緒になって切り開いていただくよう、心よりお願いいたします。

令和3年9月9日 高知県新型コロナウイルス感染症対策本部長 (知事) 濵田省司

「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」について

1 緊急事態宣言(19都道府県)

継続される区域:北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、

神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、

大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県

対象期間:~9月30日(木)

解除される区域:宮城県、岡山県(まん延防止等重点措置に移行)

2 まん延防止等重点措置 (8県)

追加される区域:宮城県、岡山県

継続される区域:福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

対象期間:~9月30日(木)

解除される区域:富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県

高知県の新型コロナウイルス感染症の対応目安

判断指標		県の状況(9月9日現在)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		対判断指標	総合判断
①全療養者数	特別警戒(赤):140人以上 非常事態(紫):210人以上	427人※	
②最大確保病床の占有率 (入院患者数/234)	感染観察(緑):10%未満 注意(黄):10%未満 警戒(オレンジ):10%以上 特別警戒(赤):20%以上 非常事態(紫):50%以上	36.8% (86/234)※ うち重症用即応病床の占有率:37.5% (9/24)	
③入院率 (入院患者数/全療養者) ※療養者数が70人以上の場合に適用	特別警戒(赤): 40%以下 非常事態(紫): 25%以下	20.1% (86/427) ※	非常事態 ④直近7日間の 新規感染者数は
④直近7日間の新規感染者数	感染観察(緑):0~3人注意(黄):4人以上警戒(オレンジ):14人以上特別警戒(赤):105人以上非常事態(紫):175人以上	9/3~9/9 全数:317人 (うち感染経路不明数: 112人) ※前週(8/27~9/2): 470人	新成窓未有数は 安定して減少し ているが、中等 症・重症の患者 の減少が見られ ないことから「非 常事態」を継続 する。
⑤感染経路不明割合 (直近7日間)	特別警戒(赤): 50% 非常事態(紫): 50%	9/3~9/9 : 35.3% (112/317)	
⑥PCR陽性率 (先週1週間)	特別警戒(赤): 5% 非常事態(紫): 10%	8/30~9/5 12.8% (403/3,141) (衛生環境研究所以外の検査を含む)	

[※]県外陽性患者で県内の医療機関に入院している者を含む

国分科会が示した緊急事態宣言の解除に関する新指標

従来のステージIVの項目	指標	新たな指標	本県の状況(8/27→9/9)
全療養者数	210人未満	<u> </u>	_
病床の占有率	50%未満 🖿	同左	36.8%
病床の占有率(重症用)	50%未満	同左	37.5%
入院率	25%超	改善傾向	13.8% / 20.1%
直近7日間の新規感染者	175人未満 💻	→ 2週間下降傾向	609人 🥆 317人
感染経路不明割合	50%	_	
PCR陽性率	10%	-	<u>—</u>

追加項目

重症者数	減少傾向	4人 🖊 9人
中等症者数	減少傾向	14人 / 15人
自宅療養者と療養等調整中の数の合計	減少傾向又は適正な規 模に保たれていること	519人 > 248人

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (令和3年9月9日時点)

判	ステージ	感染観察(緑)	注意(黄)	警戒(オレンジ)	特別警戒 (赤)	非常事態(紫)
断指	直近7日間の 新規感染者数	0~3人	4人以上	14人以上	105人以上	175人以上
標 ※1	最大確保病床の 占有率	10%	未満	未満 10%以上		50%以上
	共通事項	(例)・身体的距離 ・咳エチケット ・食事は大皿に ・テレワークや	 (例)・身体的距離(1~2m)の確保・マスクの着用・手洗いや手指消毒・咳エチケット・こまめに換気・公共交通機関では会話は控えめに・食事は大皿は避けて料理は個々に・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて・テレワークやローテーション勤務・オンライン会議の推奨 			
文	国の分科会の - ステージ区分	I 散発	的発生	Ⅱ 漸増	Ⅲ 急増	IV 爆発的拡大
成	мш	「3密」の	徹底回避	ガイドラインが遵守 されていない酒類を 提供する飲食店への 外出自粛の検討・実施	夜間や酒類を提供する 飲食店への外出自粛の 検討・実施	昼夜を問わない 不要不急の外出自粛 の検討・実施
方	休業等の要請	_			一定の業種 ※2 の 営業時間短縮の要	
金-	十 会食	(共通事項に留	可能な範囲で 規模縮小・ 時間短縮を かつ短時間で かつ短時間で		るがたじんい	の会食を控える
	イベント等	(国の基本的対処	(国の基本的対処方針、ガイドライン等に基づき対応) 開催・参加の再検討 開催・参加自粛			
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3				
	県立施設		開館屋内			休館
-	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断				

^{※1} 判断指標については、①全療養者数(特別警戒:140人以上)、②最大確保病床の占有率、③入院率、④直近7日間の新規感染者数、⑤感染経路不明割合(特別警戒:50%)、 ⑥PCR陽性率(特別警戒:5%以上)の6つの指標や入院中の重症者数等も考慮し、ステージを総合的に判断する。 また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

^{※2} 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。

^{※3} 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた 県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

高知県新型コロナウイルス感染症対応の目安におけるステージ 「非常事態」に伴う措置(9/13~9/26)

1/4

※9月12日までは、「まん延防止等重点措置」に伴う高知市及び県全域への協力要請は継続

「高知市」の飲食店等への協力要請

○営業時間短縮の協力要請

実施期間:令和3年9月13日(月)~9月26日(日)(14日間)

要請内容:営業は午前5時~午後8時まで、酒類提供は午後7時までとしてください。

カラオケ設備の利用を自粛(カラオケボックスは除く)してください。

対象施設:①飲食店 例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、

料理店、喫茶店、居酒屋など(宅配・テイクアウトを除く)

- ②旅館、ホテル (施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る)
- ③カラオケボックス、ライブハウス

(注)「南国市」の飲食店等への営業時間短縮の協力要請は、9月12日(日)で終了

高知県新型コロナウイルス感染症対応の目安におけるステージ 「非常事態」に伴う措置(9/13~9/26)

2/4

※9月12日までは、「まん延防止等重点措置」に伴う高知市及び県全域への協力要請は継続

高知市の飲食店等への協力要請の変更点

9月12日(日)まで (「まん延防止等重点措置」に伴う要請)

- ■営業時間短縮の協力要請
 - ○実施期間

<u>令和3年8月27日(金)~9月12日(日)</u>

- ○要請内容
 - ・営業は午前5時~午後8時までとしてください。
 - ・<u>酒類の提供を行わないでください。</u>
 - ・カラオケ設備の利用を自粛してください。(カラオケボックスは除く)

9月13日(月)~9月26日(日) (県の「非常事態」ステージに伴う要請)

- ■営業時間短縮の協力要請
 - ○実施期間

令和3年9月13日(月)~9月26日(日)

- ○要請内容
 - ・営業は午前5時~午後8時まで、

酒類提供は午後7時までとしてください。

・カラオケ設備の利用を自粛してください。(カラオケボックスは除く)

3/4

※9月12日までは、「まん延防止等重点措置」に伴う高知市及び県全域への協力要請は継続

県民の皆さまへのお願い

1 他県との往来について

- ○「緊急事態宣言の対象地域」及び「まん延防止等重点措置の対象地域」など、感染拡大地域との往来は極力控えてください。
- 特に、2回のワクチン接種を終えられていない方は、感染拡大地域との往来は自粛してください。

2 高知市にお住まいの皆さまへ

- 昼夜を問わず**不要不急の外出を自粛**してください。
- 同居家族以外との会食を控えてください。

3 高知市以外にお住まいの皆さまへ

- <u>高知市との往来は、必要最小限</u>としてください。
- 会食の際は、人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」としてください。

イベントを開催する事業者の皆さまへの協力要請(県全域)

- イベント開催時の人数上限は、**5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方**としてください。 <u>(ただし、10,000人を上限)</u>
 - ※イベント開催時の施設の収容率は、大声での歓声等がないイベントは100%以内、大声での歓声等があるイベントは50%以内としてください。
 - ※人数上限と収容率でどちらか小さい方が限度(両方の条件を満たす必要)となります。
 - ※全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、県に事前に相談してください。

4/4

※9月12日までは、「まん延防止等重点措置」に伴う高知市及び県全域への協力要請は継続

県の主な対策 (9/13~9/26)

1 県主催イベントについて

○ **高知市**で実施する**県主催の集客イベント**は、原則、**中止・延期**又は**開催方法を見直し**ます。

2 県立学校について

○ 学校活動

- ※<u>高知市</u>に所在する県立学校、高知市からの通学生徒が過半数を超える県立学校 4 校 (高知東工業、岡豊、伊野商業、高知海洋)、県内全ての県立特別支援学校 (高等学校14校、中学校 2 校、特別支援学校13校(分校含む))
- ・一斉休業は実施しません。
- ·学校行事、対外的活動は、中止·延期又は内容を見直します。
- 〇 部活動
 - ·土日等の活動を原則中止とします。
 - ·平日は、校長の判断により1時間程度の活動を可能とします。

3 県立施設等

○ **観光客など多数の集客が見込まれる、高知市**の県立の**屋内施設等**は、原則、**休館**とします。 (高知城、高知城歴史博物館、坂本龍馬記念館、こうち旅広場、牧野植物園※) ※本館・展示館・土佐寒蘭センターは休止、レストラン・ショップは営業

[※]県全域への協力要請として、9月<u>26日(日)</u>までの間は、これまでの「県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い」に沿って、感染防止対策に一層取り組んでいただくようお願いします。

対策の対比表

		項目	現状 《まん延防止等重点措置・県「非常事態」》(~9/12)	まん延防止「解除」後の対策「非常事態」(9/13~9/26)
	飲食店等		○高知市 ・営業時間短縮の要請(20時まで) ・酒類の提供を行わないよう要請 ・カラオケを行う設備の利用自粛を要請	〇高知市 ・営業時間短縮の要請(20時まで、 <u>酒類提供は午後7時まで</u>) ・カラオケを行う設備の利用自粛を要請 〇南国市
1	<u> </u>		〇南国市 ・営業時間短縮の要請(20時まで、酒類提供は午後7時まで)	-12日で解除
芝 円 / の	業斤 戸	大規模 5業施設	〇高知市 ・混雑が生じるような場合には、入場者が密集しないよう整理・誘導を行う ・人と人との間隔を2m以上は確保できるよう、入場者数の管理や人数制限等を行う	-
要tiia	更青	ベント等	○県全域 ・人数上限:5,000人 ・収容率 歓声、声援等のないイベント:100%以内 歓声、声援等のあるイベント:50%以内 ※人数上限と収容率の小さい方を限度	○県全域 •人数上限:「5,000人 <u>又は収容定員50%以内のいずれか大きい方」</u> <u>ただし10,000人以下</u> •収容率 同左
	事	業者全般	〇県全域 ・出勤者の7割削減を目指す	_
県巨へ		外出	○県全域 ・昼夜を問わず不要不急の外出自粛 ・特に高知市をまたぐ不要不急の往来を控える ・外出する場合は、家族や普段行動を共にしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動	○高知市 ・昼夜を問わず不要不急の外出自粛 ○その他の地域 ・高知市との往来は必要最小限
の要請	り長青	会食	〇高知市、南国市 ・同居家族以外との会食を控える	〇高知市 ・同居家族以外との会食を控える
			〇その他地域 ・4人以下、2時間以内	〇南国市を含むその他地域 ・4人以下、2時間以内
	1	ベント等	〇県主催の集客イベントは原則、中止・延期又は開催方法の見直し	〇 <u>高知市で実施する</u> 県主催の集客イベントは原則、中止・延期又は開催方法の見直し
Ę	<u> </u>		〇高知市所在の県立学校、高知市からの通学生徒が過半数を超える県立学校4校(高知東工業、岡豊、伊野商業、高知海洋) 【高等学校14校、中学校2校、特別支援学校7校(分校含む)】 ・始業時間を1時間程度遅らせる ・部活動は原則中止	
の文質	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	! 立学校	○ <u>南国市所在</u> の高知農業高校、上記以外の県立特別支援学校6校(分校含む) ・学校行事、対外的活動は、中止・延期又は内容を見直し ・土日等の部活動は原則中止 ・平日の部活動は、1時間程度の活動は可能	〇高知市所在の県立学校、高知市からの通学生徒が過半数を超える県立学校4校(高知東工業、岡豊、伊野商業、高知海洋)、県内全ての県立特別支援学校 【高等学校14校、中学校2校、特別支援学校13校(分校含む)】 ・学校行事、対外的活動は、中止・延期又は内容を見直し ・土日等の部活動は原則中止 ・平日の部活動は、1時間程度の活動は可能
	県	具立施設	・観光客など多数の集客が見込まれる、高知市の県立の屋内施設等は原則、休館(高知城、高知城歴史博物館、坂本龍馬記念館、こうち旅広場、牧野植物園)	同左

高知県営業時間短縮要請協力金(高知市)の概要

(下線部は【9/2専決時点】からの変更箇所)

○高知市における営業時間短縮要請期間の延長を踏まえ、**要請に協力をいただける事業者に対して、** 下記IIの協力金を支給

I 事業者への営業時間短縮の要請

要請期間:高知市 8月21日~9月26日※期間延長 (まん延防止等重点措置適用8月27日~9月12日)

営業時間短縮の要請の対象施設 (要請の対象施設は前回 (5/26~6/20) と同じ)

<9/13~9/26の要請内容>

- *休業時間 午後8時~翌午前5時は休業
- *酒類の提供 午後7時まで
- *カラオケ設備は利用自粛(カラオケボックスを除く)
- ①飲食店
- 例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、 料理店、喫茶店、居酒屋など(宅配・テイクアウトを除く)
- ②旅館、ホテル(施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る)
- ③カラオケボックス、ライブハウス
 - ※なお、午後8時を超えて営業している①~③の施設で感染防止のため、営業時間の短縮でなく休業する場合も協力金の対象となります。

Ⅱ 高知県営業時間短縮要請協力金

1. 支給対象事業者及び支給額

左記の施設を運営する事業者のうち、業種毎の感染拡大予防ガイドラインを遵守し、

要請期間中に営業時間短縮に協力をいただける事業者

	9/13~9/26	2.5万円~7.5万円/日(全日協力必須)
高知市	8/27~9/12	3万円~10万円/日(全日協力必須)
×	8/21~8/26	2.5万円~7.5万円/日
-	要請期間	1店舗(事業所)あたりの支給単価

(ただし、大企業等の場合は、最大20万円/日まで可能)

2. 予算額等

- 事業費 <u>26.5億円</u> (事務費除く) ※9月10日専決予定8.9億円 (事務費0.2億円含む)
- ■事業所数 約2,100所

3. 支給スケジュール等(予定) ※期

※期間延長 (9/13~9/26) 分

①電話相談窓口の設置 開設中

9月中旬以降

※詳細は、改めて県庁 HP等でお知らせします。

②申請受付開始(※) ③協力金の支給開始

10月上旬(できるだけ速やかに)

④申請受付終了

11月30日(消印有効)

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の強化等について

- ○8月中旬からの患者急増を踏まえ、医療提供体制の強化に取り組んでいます。
- ①病床確保計画の見直し

これまでのフェーズ5(234床)を超える患者急増時の緊急的対応を追加し、即応病床数を58床増やし、292床とする(9月13日(月)予定)。

②宿泊療養施設の追加

- ・9月8日(水)に、第4の宿泊療養施設を開設。宿泊療養施設の部屋数は合計277部屋(40部屋増)。 ※やまもも(16部屋)は、本日より休止
- なお、急変時に医療機関への入院調整が整うまでの間、宿泊療養施設でも酸素投与ができるよう体制を整えている
 - ※合計:酸素濃縮器6台、酸素ボンベ6本
- 〇高知新港で実施している県営のワクチン接種会場の対象者を拡大しました。
- ○第1クール(7/17~9/6) 県中央部を中心とした職域接種(教職員、警察官、保育園・幼稚園職員、県職員など)
- ○第2クール(9/11~10/24) 職域のうち主に飲食店や宿泊施設職員 + 県内在住の16歳以上の方 ※妊娠されている方は優先的に対応

高知市における飲食店等の営業時間短縮要請への協力状況

○調査方法

外部委託による店舗の「外観目視」により、20時以降の営業状況を確認

○対象店舗

3,787店舗(「飲食店」の営業許可を受けている店舗)

○調査期間

8/27(金)~9/7(火)

○調査結果

調査店舗	協力店舗	非協力店舗	その他※	協力率
(A)	(B)	(C)	(D)	(B/A-D)
3,787	2,013	16	1,758	99.2%

[※]午後8時以降に営業していない店舗のうち、貼り紙等がないため要請に応じているか不明な店舗や 廃業、店舗移転等により、所在が確認できなかった店舗

○非協力店舗への対応

非協力店舗に対し、要請に応じていただくよう、架電により個別の要請を実施中

Go To Eat事業について

(農林水産省へ要請)

①食事券や付与されているポイントの利用自粛

【利用自粛期間】

令和3年

令和3年

高知市:8月21日(土)~9月26日(日)まで延長

(現在の利用自粛期間:8月21日(土)~9月12日(日))

南国市: 8月21日(土)~9月12日(日) ※変更なし

- ○登録飲食店が実施する宅配、テイクアウトは自粛期間中も利用可
- ②食事券の販売を再開

令和3年9月13日(月)再開(令和3年11月15日(月)まで)

各部局主管課長 様

高知県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 (危機管理・防災課長)

新型コロナウイルス感染症に係るイベント開催の留意事項等について

このことについては、令和3年4月28日付3高危防第64号「新型コロナウイルス感染症に係るイベント開催の留意事項等について」(以下「県対策本部事務局事務連絡」という。)によりお知らせしたところですが、別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から令和3年8月27日付「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」により事務連絡がありました。

本県におけるイベント開催等については、当面 10 月末まで、別添の事項(まん延防止等重点措置の適用に伴い人数上限の変更)を踏まえ、開催の可否を判断していただくとともに、感染防止対策に取り組んでいただくようお願いします。

問い合わせ

危機管理・防災課 岡宗、内田、篠田 (内線 2035、9311) 上記以外の内容については、令和3年4月28日付3高危防第64号から変更なし

令和3年10月末までの催物の開催制限等について(概要)

令和3年10月末までに間におけるイベント開催については、開催の目安等を以下のとおりとする。

詳細については、令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」を参照。

1 催物開催の目安

「(1)人数上限」及び「(2)収容率」による人数のいずれか小さい方を限度とする。

(1) 人数上限 5,000 人

(2) 収容率の目安

- ③大声での歓声・声援等がない場合 → 収容率 100%
 - ・ 類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は 歌唱する等の実態がみられていないこと。
 - ・ 開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、 観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと。
 - ・ <u>別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」</u>に記載された対策の徹底が 行われること。
 - ・ 食事を伴うイベントについては、<u>別紙2「映画館等(飲食を伴うものの発声がないもの)における感染防止策」</u>に記載した条件をすべて担保すること。
- ④大声での歓声・声援等がある場合 → 収容率 50%

異なるグループ又は個人間では座席を1席は空けることとされているが、 5名以内の同一グループでは座席等の間隔を設ける必要はないため、収容定員の50%を超えることもありうる。

※③、④のイベント区分については、<u>別紙3「各種イベントにおける大声での歓声・</u> 声援等がないことを前提としうる/想定されるものの例」を参照

2 催物開催の目安の算出例

施設等の	大声の	(1)人数上限	(2)収容率	催物開催の目安
収容定員	有無	5,000 人	(大声なし 100%) 大声あり 50%)	(1)(2)のいずれか <u>小さい方</u>
5,000 人	無	5,000人	5,000 人	5,000 人
3,000 /	有	<u>5,000 /C</u>	(※)2,500人	(※)2,500人
8,000人	無	5,000 人	8,000 人	5,000 人
8,000 /	有	<u>5,000 / \</u>	(※)4,000 人	(※)4,000 人
20,000 人	無	5,000 人	20,000 人	5,000人
20,000 /	有	<u>0,000 /C</u>	10,000 人	5,000人

^{※5}名以内の同一グループで座席等の間隔を設けない場合は、収容率が50%を超え、 催物開催の目安が表記の人数を超えることもありうる。

3 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。

なお、<u>別紙4「野外フェス等における感染防止策」</u>の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能。

また、別紙5「初詣における感染防止対策の留意事項について」に留意すること。

4 その他の留意事項

- (1)保健所が実施する立入検査等において、特定建築物所有者等に対し、業種別ガイドラインを配布する等により、施設における感染拡大防止策の周知徹底に努めること。
- (2) イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。
- (3) 令和3年7月1日以降、イベント主催者が1,000人を超えるイベントを収容率上限100%で開催する際に事前相談を行う場合には、令和3年8月27日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「今後の催物の開催制限等の取扱いについて」別紙4「収容率上限の目安:実績要件に係る事務手続きフロー」に基づく事務手続きが必要となることを関係団体等に周知すること。

あわせて、参加人数が1,000人以下で県への事前相談の対象とならないイベントにおいて、収容率上限100%でイベントを開催した場合には、イベント主催者等は、結果報告資料等をホームページ等で公表し、1年間保管することを周知すること。

- (4) イベント参加者やイベント主催者等に対して、事前相談や注意喚起を行う際には、 別紙 $6 \sim 8$ の記載事項について留意するよう促すこと。
 - ・別紙6「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」
 - ・別紙7「エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について」
 - ・別紙8「イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策」
- (5)公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者等が管理できない場所(催物前後など)での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、関係各所に対し、イベント主催者等との連携・協力を適切に行い、催物前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。
- (6) 関係団体とも連携しながら、事業者が、<u>別紙9「感染リスクが高まる「5つの場面」</u>が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践できるよう、周知すること。
- (7)<u>別紙 10「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」</u>を周知すること。 また、必要に応じて、業種別ガイドライン等の改訂を促すこと。

都道府県等においては、10月末までは、現在の開催制限等を維持するので、引き続き、その取扱いに留意されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡 令和3年8月27日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限等の取扱いについては、令和3年8月25日付け事務連絡等において、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされている。

今般、催物の開催制限等については、10月末までは現在の開催制限等を維持するので、引き続き、その取扱いに留意されたい。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、11月以降の取扱いについては、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、今後検討の上、別途通知する。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、その取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

感染状況に応じたイベント開催制限等について(6/17~の取扱い)

		収容率※4	人数上限※4	営業時間 短縮
緊急事態措置区	域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等 重点措置			(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	
緊急事態宣言及びまん延防止 解除後の 経過措置 (約1か月)	等重点措置	大声なし ^{※ 1} 100%以内 大声あり ^{※ 2} 50%以内	5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注:大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	都道府県の 判断
その他都道府県	※3		5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

- ※ 1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、 満席とすることが可能となる。
- ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、 収容率は50%を超える場合がある。
- ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける(人数上限なし)。
- ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。

イベント開催制限の段階的緩和(実績)

時期		収容率(注)	人数上限(注)
5月25日~	屋内	50%以内	100人
6月18日	屋外	十分な間隔 * できれば 2 m	200人
6月19日~	屋内	50%以内	1,000人
7月 9日	屋外	十分な間隔 * できれば 2 m	1,000人
7月10日~	屋内	50%以内	5,000人
9月18日	屋外	十分な間隔 * できれば 2 m	5,000人
9月19日~	大声なし	100%以内 (収容人数あり) 又は 密にならない程度の間隔 (収容人数なし) (※) 飲食を伴うが発声のない催物 (映画館) は「大声なし」と取扱う。	収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%
今年10月末	大声あり	50%以内 (収容人数あり) 又は 十分な人と人との間隔(1 m)(収容人数なし) (※) 食事を伴う催物は「大声あり」と同じ取扱い。	収容人数10,000人以下 ⇒5,000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域におけるイベント開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
緊急事態措置区域	50%	E 000 l	21時まで
まん延防止等重点措置区域	大声なし100%/大声あり50%	5,000人	都道府県知事の判断

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要①

(基本的な考え方)

緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組む。

<施設利用関係> (第45条第2項関係)

施設の 種類	飲食関連施設	緊急事態宣言での措置
	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等(宅配・テー クアウトサービスは除く。)	・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請 (飲食業の許可を受けてないカラオケ店及び利用者によ る酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類及び
17 Figh 14th = 147	接待 [※] を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業 許可を受けている店舗	カラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。) ・ 上記以外の飲食店等の20時までの営業時間短縮 ・ 都道府県知事の判断により、令第12条に規定される各 措置について飲食店等に対して要請
結婚式場	結婚式場	飲食店と同様の要請 ※上記に加え、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、 なるべく少人数(50人又は収容定員の50%のいずれか小さい ほう)で開催するように働きかけること。

[※]ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要②

<施設利用関係>(第24条第9項等)

		緊急事態宣言での措置
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請
第5号	王	※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2:オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3:イベント開催以外の場合は、
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	※3:1ハノド南龍以外の場合は、 1000平米超 : 20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 20時までの営業時間短縮働きかけ ※4:映画館については、
第8号	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	1000平米超 : 21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下 : 21時までの営業時間短縮働きかけ
第9号		人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超:20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下: 20時までの営業時間短縮働きかけ
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植	※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2:オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3:イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請

[※]入場整理等の働きかけ:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用自粛等

[※]上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要③

<施設利用関係> (第24条第9項等)

		緊急事態宣言での措置
第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど	1000平米超:20時までの営業時間短縮要請
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場 外車券売場 など	1000平米以下: 20時までの営業時間短縮働きかけ
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など	※1:上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超 : 20時までの営業時間短縮要請(生活必需物資を除く。)、「入場者の整理等」の要請※ 2 及び店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ1000平米以下: 20時までの営業時間短縮働きかけ(生活必需物資を除く。)、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1~3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等 における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業 の実施等を要請
第5号	葬祭場	酒類提供自粛(酒類の店内持込含む。)の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	内持込含む。)及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

[※] 入場整理等の働きかけ:入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用自粛等

[※] 上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

^{※2:}大規模商業施設の管理者等に対し、第45条第2項の要請を行うとともに、百貨店の地下の食品売り場等について、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、 「入場者の整理等」の要請を行うこと。

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1)徹底した感染防止等	(収容率50%を超える催物を開催するための前提)
1	適切なマスク着用徹 底	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
2	大声を出さないこと の担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)
(2))基本的な感染防止等	
3	①~②の奨励	・①~②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等) *大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるので、BGMの音量を上げすぎないよう留意する
4	手洗の徹底	・こまめな手洗の徹底を促す
5	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)の こまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
6	換気	・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気(1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け) ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
7	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が 回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
8	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2)基本的な感染防止等(続き)

- 飲食の制限
 ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
 ・過度な飲酒の自粛
 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。
 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
 ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
- *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
- ① 参加者の把握
 ・座席指定、動線確保などの適切な行動管理
 ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 ・接触確認アプリ(COCOA)のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励(アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入)
- ② 演者の行動管理 ・有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、 接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
- ③ 催物前後の行動管理 ・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
- ④ ガイドライン遵守の ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表 旨の公表

(3) イベント開催の共通の前提

- ① 入退場やエリア内の 行動管理 ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
 - 地域の感染状況に応 ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 じた対応 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応
- ※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

